

北塩原村工事等競争入札心得

(目的)

第1条 北塩原村の競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(入札等)

第3条 入札参加者は、公告、指名通知書、契約約款、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等の入札に関する関係図書、及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することはできない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を当該代理人に持参させ、確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

6 建設工事の入札参加者については、入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書（数量、単価、金額、法定福利費等を明らかにしたもの。）を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別紙様式）を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、
入札を執行する者に直接提出して行ふ。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行つてはならない。

2 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行なわず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入札執行前又は執行中において、当該入札を延期する、又は取りやめることができる。

(1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(2) 指名競争入札においては入札参加者が1者以下になった場合（次条各号に該当して無効の入札となったことにより1者以下となった場合を除く。）

(3) 天災その他の災害等が発生した場合。

(4) その他適正な入札を執行できないおそれがあると認められる場合。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札参加の資格のない者のした入札

(2) 所定の日時まで所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(3) 郵便による入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(6) 記名押印を欠く入札

- (7) 金額を訂正した入札
 - (8) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札
 - (11) その他、入札に関する条件または村において、特に指定した事項に違反した入札
- (失格の入札)

第8条 最低制限価格を下回った価格の入札は、失格とする。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときはこれに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときに引き続いて執行する入札（以下「再度入札」という。）の回数は、1回とする。

2 再度入札において落札者がいないときは、再度公告、指名入替等により改めて入札を執り行うものとする。ただし、予定価格と最低入札価格との差が僅差であるとき、又は当該入札が指名入替による入札が適さないと認められるときは、随意契約によることができるものとする。

(契約保証金等)

第11条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・指名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後すみやかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

4 前項の定めに関わらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、村の定める電子契約システムを通して、落札決定の日から7日以内に、契約権者及び落札者の電子署名（契約内容を記録した電磁的記録に村長又はその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改編されているかどうか確認ができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する措置をとるもの）を付与するものとする。

（異議の申立）

第13条 入札をした者は、入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（共同企業体に関する事項）

第14条 共同企業体が入札に参加する場合には、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

（補則）

第15条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

この心得は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和6年10月1日から施行する。